

第 1 回中央環境審議会総合政策部会と
各種団体との意見交換会

平成 2 9 年 9 月 2 7 日

第1回中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会

平成29年9月27日(水) 14:30~16:56

T K P赤坂駅カンファレンスセンター ホール13B

議 事 次 第

1. 開 会

2. 意見交換

- (1) 公益社団法人 全国都市清掃会議
大熊 洋二 専務理事
稲垣 正 事務局長
- (2) 一般社団法人 日本化学工業協会
石井 一弥 常務理事
半沢 昌彦 化学品管理部長
- (3) 一般社団法人 グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン
上野 明子 次長
- (4) 国際自然保護連合日本委員会
道家 哲平 副会長兼事務局長
- (5) 東近江市
北川 宏 市民環境部長
堀 喜博 市民環境部生活環境課課長補佐
山口 美知子 市民環境部森と水政策課課長補佐

3. 閉会

配 付 資 料 一 覧

【資料】

- 資料1 「公益社団法人全国都市清掃会議」発表資料
- 資料2 「一般社団法人日本化学工業協会」発表資料
- 資料3 「一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン」発表資料
- 資料4 「国際自然保護連合日本委員会」発表資料
- 資料5 「東近江市」発表資料

【参考資料】

- 参考資料1 中央環境審議会総合政策部会名簿
- 参考資料2 第五次環境基本計画 中間取りまとめの概要
- 参考資料3 第五次環境基本計画 中間取りまとめ

午後2時30分 開会

山田計画官 それでは定刻になりましたので、ただいまから、第1回中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会を開会いたします。

初めに、資料のご確認をお願いいたします。今回、資料は委員の皆様のお手元でございますタブレット端末の中に入っております。環境省では、環境負荷削減の観点から審議会等のペーパーレス化の取組を推進しております。これまでも、傍聴される方につきましては、環境省ホームページへの資料の事前掲載といったペーパーレス化を進めてきたところでございますが、今般省内にタブレット端末が導入されましたので、部会長にご了承いただき、机上の配付資料につきましてもタブレットを使用し、さらなるペーパーレス化を図ることとしたいと思います。

タブレット端末の使用方法につきましては、お手元に配付いたしました「タブレットの使用について」という紙がありますので、そちらをご覧くださいと思います。皆様のタブレット端末はデスクトップの画面に今なっておりますでしょうか。スリープになって画面が真っ暗なときは、左上にありますスイッチを押して電源を入れていただきますと、スクリーンセーバーが表示されるということになっておりますので、画面をタッチし、上方向にスライドさせてスクリーンセーバーを解除していただくということで、デスクトップ画面に到達すると思います。

デスクトップに、第1回各種団体との意見交換会というフォルダがありますが、こちらに本日の議事次第、資料、参考資料が格納されております。あとは、通常のウィンドウズと同じ要領ですので、資料をクリックいただくとファイルが開きます。また、ファイルを閉じる際には右上のバツ印をタッチいただければと思います。もしタブレット端末に何か不具合のある方がいらっしゃいましたら、事務局の者にお申しつけください。

また、傍聴される方につきましては、本日の資料を環境省ホームページの報道発表資料のところにアップロードしてございます。ペーパーレス化に、何とぞご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

本日は、議事次第に記載しておりますとおり、5つの団体にご出席いただいております。本日も説明いただく団体は、廃棄物関係、化学関係、国際関係、自然保護関係、地域関係と多岐にわたります。

本日の進行は、説明7分程度、質疑応答を最大で20分程度とさせていただきます、1団体ごとに順次入れかえを行い、意見交換を実施いたします。進行につきましては、1団体ごとに時間の限りがありますことから、団体からの説明に対する質問、確認に限らせていただき、簡潔にご

質問いただくようお願いいたします。また、説明、質疑応答あわせて30分という短い時間の中で、行わせていただきますので、多数の委員から質問を求められた場合、1人当たりの質問数につきましても円滑な進行のため、各委員におかれてはご配慮いただけると幸いです。

質疑応答につきましては、委員の皆様から一通りご質問をお聞きした後に、発表団体にまとめてお答えいただく形式とさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、今後の司会進行は、本日、武内部会長がご欠席でございますので、高村部会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

高村（ゆ）部会長代理 本日、武内先生ご欠席ですので、私が代わりに務めてまいりたいと思います。

皆様ご存じのとおり、中央環境審議会では、第四次環境基本計画を見直して、新たな環境基本計画を策定するための審議を行っております。この審議に際して、各種団体からそれぞれご意見を伺って、今後の審議の参考としたいということで、意見交換会を開催することにいたしました。

本日は、先ほどありましたように5つの団体からご意見をお伺いいたします。本日お伺いしたご意見は、総合政策部会に報告をして、第五次環境基本計画策定の今後の審議に参考にさせていただくということにしております。

それでは、早速でございますけれども、初めに公益社団法人全国都市清掃会議の大熊洋二様から、環境保全等の取組状況、そして第五次環境基本計画策定に関するご意見を7分程度、限られた時間で恐縮でございますけれども、ご発表いただきたいと思います。その後で最大20分ほどの意見交換を委員との間で行ってまいりたいと思います。

それでは、大熊様、どうぞよろしくお願いいたします。

大熊専務理事 全国都市清掃会議の専務理事をしております、大熊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、本日、自治体における廃棄物処理の現状と課題ということで、ご説明をさせていただきたいと思います。

めくっていただきますと、2ページでございます。4項目ほど用意してございますけれども、時間の関係もございます、2番と4番を中心にご説明をさせていただければと思っております。

3ページ目になります。まずは、全国都市清掃会議の概要ということでございますが、本会議は、全国の自治体、それと企業等が、市町村の廃棄物行政が抱えます課題解決のために組織をしております公益社団法人でございます。加入状況といたしましては、9月現在、841の自治

体が参加をしてございます。この規模は、日本の全人口の83%ほどになっているということでございます。その他賛助会員として61社でございます。一番下にございますように、全国の北海道から九州に七つの地区協議会がございます。その協議会と賛助会員の協議会、この組織を用意してございます。

次でございます。沿革でございますが、この前身の昭和22年に都市清掃協議会として発足をいたしまして、51年の社団法人化、そして平成24年の公益社団法人化ということで現在に至っているところでございます。

事業内容といたしましては、1から6まで書いてございます。主に1の調査研究事業におきましては、廃棄物処理事業に関する提言・要望等、また普及開発事業につきましては、研修会等々、また国際交流として、国際廃棄物協議会ISWAのナショナルメンバーということになってございます。

また、3番にございます技術指導相談事業ということで、ごみ処理施設などの建設や維持管理に係る技術的な相談、助言、指導等も行っております。

また、4番にございますとおり、適正処理の困難廃棄物、この処理対策ということで、協議会を設置し、また使用済みの乾電池等の広域改修、処理事業も行っているところでございます。

また、6、その他にございます、災害廃棄物の広域処理等の支援などということで、環境省で立ち上げていただいております、D.Waste-Netの一員といたしまして、昨年来の熊本地震、あるいは今年の九州北部豪雨についても各都市からの支援を行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。自治体における廃棄物の処理の現状ということでございます。ざっと説明をさせていただきます。のごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量について、以下は平成12年から27年の比較をご覧になっていただきます。ごみ排出量につきましても、また1人当たりのごみ量につきましても、この15年ほどで約20%の減という状況になってございます。

その下の表でございます、そのごみを収集している作業があるわけでございますが。これにつきましては、12年度につきましては直営の部門が37%ございましたけれども、27年度では22%と大幅に減少している一方で、委託による作業という形になってございます。

3番のごみ処理施設の状況でございます。施設につきましては、数は年々減少しておりますけれども、その隣の処理能力を見ていただきますと、若干減ということですが、能力的には横ばいの状況。また、その右の地球温暖化対策に寄与いたします発電設備を有する施設につきましては、平成27年度が348ということで、平成12年度と比べますと約50%増、また能力にして

みますと、約60%増の能力の増強になっているという状況でございます。

下のごみ処理の総事業費の関係でございます。これは、ごみ処理の総事業費といたしましては年間で1兆9,400億円余でございますけれども、かかっていると。また1人当たりのごみ処理経費につきましては、年当たり1万5,200円という状況になってございます。13年度をピークに年々減少しておりますけれども、ここ10年は横ばい傾向でございましたけれども、平成25年度から増加傾向になってございます。これは施設の更新需要がここ数年増大しておりまして、全国的に見ますと、100億円を超える行政需要になっている状況でございます。また、1施設の焼却施設の建設費でございますけれども、従来1トン当たり5,000万とっておりましたけれども、若干下がったものの、最近ではトン当たり1億円を超えるような例も出ているということでございます。次のページをお願いいたします。

3Rの一層の推進ということでございます。リサイクル率を見ていただきますと、これも平成12年度から平成27年度にかけて、リサイクル率が非常に向上はしている一方、やはり2R、発生抑制と再使用の取組は若干リサイクルよりもおこなっている。各都市では、ごみ処理の有料化と、これも発生抑制に非常に寄与するというので、財政的な問題もあり、導入をしているところでございますけれども。のごみ処理手数料につきましては、全体の自治体数の中で、64.3%は有料化の導入をしているというのが実態でございます。

左下の分別収集の進展ということで。全自治体数の60%以上が、分別品目が11から20品目の分別の品目数に対して取り組んでいるということでございます。そういった結果、右の最終処分場の状況でございますけれども、残余容量というのは毎年毎年埋まっていますので、低減傾向にございますけれども、処分量につきましては減少しているということで、残余年数につきましては、8年ほど延びているという状況でございます。

その左の下でございますけれども、最終処分場の逼迫ということで、約302の自治体が一般廃棄物の最終処分場未保有という状況になってございます。特に大都市圏での確保が困難となっておりまして、東京中部地区では最終処分場の確保ができず、最終的には処分が広域化しているという状況になってございます。今後とも3Rの推進ということで、処分場の延命化を図っていくということでございます。

次が、ごみ処理の方法ということでございます。こちらにつきましては、年々減少しておりますけれども、依然としてごみの処理は直接の焼却であるということでございます。最終処分については大幅減になってございます。

市町村の現状につきましては、こちらに1から8までの状況がございます。これは廃棄物のこ

とに限らず、少子高齢化への対応ですとか、2番目が財政の逼迫、それに対する行財政全般にわたる見直し、次のページでございますが、並行して民の力の活用、そして5番、6番にございます地域活性化等々の取り組みを行っています。また7)、8)にありますような住民の安全、安心、行政のアカウンタビリティといったところにも各自治体が取り組んでいるということでございます。

次のページでございます。廃棄物処理における責任と課題ということでございます。自治体の責任については、廃棄物処理場、工場ですね、これは自治体の権限ということになってございますが、一方で、自治体の責任ということになってございます。廃棄物処理は一日たりともとめられない行政サービスであるという中で、各自治体、取り組んでございます。

また、2番にございますとおり、自治体間の連携でございますけれども、最終的な需要もございます。各自治体の広域処理に取り組んでいくところでありますとともに、昨今は廃棄物処理の収集・処理等の支援ということで、先ほどもございましたような広域の処理の災害時の取組ということに取り組んでございます。

3番は、一般廃棄物処理計画の策定ということでございます。これも今日的には災害廃棄物計画の処理の策定、見直しということが喫緊の課題となって取り組んでおります。

次でございます。4番の廃棄物処理に必要なインフラ、資機材の確保ということで、先ほどもございました年間2,000億を超えるような、この施設整備の金額になってございます。引き続き、国の財政支援が必要な状況ということでございます。

また、5番の不適正事案への対応、これも各都市が取り組んでいるところでございますが、この 印にあります廃棄物の横流しとか、あるいは違法な廃棄物回収業者、ヤードの対策ということに苦慮しておりましたけれども、今般の廃棄物処理法の改正によりまして、取り消された者への措置行為ができるとか、あるいはマニフェストの強化、また雑品スクラップは有価物だとなかなか手が出せなかったものですが、有害使用済機器への規制ということで、非常に現場の自治体としては有用な対策がとれるようになったということで、これは国に感謝をしておきたいと思えます。また、不法投棄対策、資源ごみにつきましては、こういった課題もございます。

また、6番につきましては、その施策を推進するに当たって地球温暖化対策の推進。

また7番につきましては、これは中間取りまとめにも入ってございますけれども、パートナーシップの一環として、市民、事業者との共創、協働の実現についても取り組むという必要がございます。

8番、9番につきましては、今日的な課題についても少子高齢化への課題、あるいは国際連携といったものについても並行して取り組む必要があるというような課題がございます。

最後、ちょっと駆け足になりましたけれども、さまざまな自治体の課題がございますので、ぜひ先生方におかれましては、こういった課題の状況を踏まえて、今後の議論の参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。それでは、ただいま大熊様からいただきましたご説明について、ご質問がある方は従来どおり札を立ててお知らせいただきたいと思います。

本日、各種団体からのご意見を伺うというのが大きな目的でございますので、先ほど事務局からございましたけれども、発表団体からの説明にぜひ特化をしていただいて、質問、確認という趣旨でご質問を簡潔にお願いしたいと思います。

もし多数の札が立った場合には、時間の制約ございますので、質問数、質問の簡潔さについては、ご協力をぜひお願いをいただきたいと思います。これも先ほど事務局からありましたけれども、質疑応答は全て質問を出していただいた後に、発表団体にまとめてお答えをいただくという形をとらせていただきます。

それでは、早速でございますけれども、大塚委員からお願いいたします。

大塚委員 どうもありがとうございました。簡潔に質問させていただきますが、既にある程度出ていますが、少子高齢化ですね。特に高齢化との関係でごみ屋敷等の問題がございます、あと収集・運搬に関しても、最初のごみ出しのところで結構お困りになることが出てきているのではないかと、あるいはこれからもっと出てくるのではないかと感じがいたしますが、これに対する対策は、どのようにお考えかというのが1点。

それからもう1点は、先ほど最初のほうの表で出ていたごみ収集の状況として、直営から委託にシフトしているということですが、かなり変わってきているような感じがいたしますけれども、これに伴って、どういう新しい何か問題が発生しているかというあたりを、ちょっと教えていただければと思います。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは、崎田委員、お願いいたします。

崎田委員 ありがとうございます。今、最後に課題をいろいろ挙げていただいた、11ページ

の6番の地球温暖化対策の推進のところ、できるだけ資源は効率よく活用した後の、最後はエネルギーとしてきちんと活用するという大きな流れはできていますが、ここでおっしゃっている低炭素化というのは、どういうところをお考えか、もう少しご説明いただければありがたいと思いました。どうぞよろしくお願いいたします。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 7ページの表でございますけども、この表の意味するところは、なるべくリサイクルに回して焼却を減らしたほうがいいのではないかというような意見だと思うのですが。東京都の多摩地区におきましては、中間処理で焼却をした後に最終処分場で埋め立てをせずに、エコセメント化をしていると。ほぼ100%処理をして、ゼロエミッションを達成しているのですが、この表でいうと、私どもがやっているエコセメント化については、どこの区分にこれが入っているのかを、ぜひ教えていただければと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは、豊岡委員、お願いいたします。

豊岡委員 ごみ発電についてなんですけれども、まだ全体の30%ぐらいの施設にしか至っていないということ、これからはもっとエネルギーを取り出すことが喫緊だと思いますので、これを増やすための有効な施策があれば、教えていただきたいということと、それと電気だけではなく、熱を利用するに於ける課題と、それを解消するような施策を教えていただきたいということと、多機能ですね、コミュニティ単位の融通であるとか、それとも施設自体を防災拠点としてのいろんな災害時の拠点構想であるとか、そういう多様化というものも視野に入ってくると思うのですが、それを進めるための有効な課題と、それと乗り越えるためのアドバイスなどあったら教えていただきたいと思っております。

高村（ゆ）部会長代理 南部委員、お願いいたします。

南部委員 ありがとうございます。11ページの5番の不適正事案の対応について、先ほどご説明では、法改正によって、まずまずうまくいっているということですが、自治体ごとの財政力の違いがあると考えておきまして、政府による財政支援がさらに必要と感じられているかどうかということの質問が一つと。

また、7番にあります、自治体が務めるコーディネーター役ということで、強化をさらにしなければならないということだと思っております。これについても政府に対して何か要望を求められることがありましたら、お聞きしたいなと思っております。

以上でございます。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

安井委員、お願いいたします。

安井委員 ありがとうございます。6ページでございますけれども、6ページに3Rの一層の推進ということがあり、リサイクル率が向上しているということをご説明いただきました。そこで質問は、その他プラのリサイクルについてでございますが。私、個人的には、ある特別区の審議会の会長なんかやっていて、毎回、区民に対してどう説明したものが困っているのですけれども。その他プラのリサイクルの将来のあるべき姿というものを、どのようにお考えでしょうか、お願いします。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。山極委員、お願いいたします。

山極委員 全国に七つの協議会があるという話ですけれども。この広域処理という話です。一つの自治体では処理できないものを他の自治体に委託するというのをどの程度やっているのか。特に大都市圏は、その処理能力が多分満杯に来ていると思うのです。それを自治体間の協力でどういう財政的な補助だとか、あるいは自治体間の協力というのは行われているのかということ、ちょっとお聞かせいただければと思うのですけど。

高村（ゆ）部会長代理 小林委員、お願いいたします。

小林臨時委員 ありがとうございます。5ページ目の右の一番下、焼却施設建設費のところですが、トン当たり5,000万円から、3,000万円、1億円ということで、単価が大きくアップしている状況です。この建設単価の増大は、施設の普及に大分影響するかと思われませんが、その原因分析や対策は考えられているのでしょうか。また、国に対するご要望があれば、お聞かせください。

高村（ゆ）部会長代理 諸富委員、お願いいたします。

諸富臨時委員 1点だけ。今後の人口減少社会に伴ってどういう対応を、既に議論を始められているかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、恐らく社人研の推計だと、2030年以降に本格的な人口減少が強まってきますけど、そうしますと、成り行きで1人当たりのごみの排出量は変わらないとすると、人口減少が起きると、ごみの総量が減っていくということになります。

そうすると、今のような数の施設、廃棄物処理施設は要らないということになってきますけれども、一旦建ててしましますと、相当20年、30年もつのでしょうか、そういうことを考えると、廃棄物の収集計画、処理計画をどういう範囲でやるかというようなことを考え直さなきゃ

いけないということになると思うのですが、その辺のディスカッションが始まっているかどうか。将来の費用の低減へ向けて、人口減少社会にあわせた廃棄物の収集処理計画をどういうふうに考えていらっしゃるかを、お聞きしたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。ご質問、簡潔にどうもありがとうございました。

それでは、発表団体から各委員からのご質問についてのお答え、ご意見をお願いできればと思います。お時間も限られておりますけれども、ご協力いただければと思います。

大熊専務理事 それでは、全部完璧に答えられるかどうかは別なのですが、わかる範囲、お答えできる範囲ということで、お答えさせていただきます。

まず、大塚先生のごみ屋敷の関係だと思えます。これも幾つかの都市で、既に条例化をしているところもございます。その中で一番やはり問題になっているのが、福祉との連携ということです。ごみ屋敷のごみを取ってもまた放っておくと、そのまま、また繰り返しになってしまいます。居住されている方の後のフォローをどうするのかというところで、かなり苦勞をされていて、福祉の側面からの対策ということも含めてやっていかなければいけないというところが問題になっている、ということをお聞きしています。本当に現代的な問題なのかなと思っております。

あと直営と委託がふえることによって新しい課題ということでもありますけれども、私も個人的に横浜の局長をやっておったわけですが、そのときに東日本大震災がありまして、直営がまだ半分ほど残っておりました。応援に行くのに迅速に対応できました。やはり公務員であるということがあったと思えます。あと、ふれあい収集というのを、皆さんご存じかもしれませんが、ふれあい収集というのは個別に高齢者のお宅ですとか、そういうところに行くわけなのですが、翌日には対象者の家に安否確認をして、災害の人命に対する危機に当たったということで、それも直営の職員が担当しました。どんどん直営部門が少なくなっていくと、新たな需要に対応していかなきゃならないところが、委託ですと仕様書でやっていかなきゃならないということですので、できなくはないと思えますけれども、そういったところも一つの委託化に向けた課題かもしれないなと思っております。

あと崎田委員から温暖化についてということの関係で、ここに書いてございます、さらなる温暖化の低減についてのご質問だったと思えます。これにつきましては、各制度を市民に説明をするときに、やはり一番そこが問題になっていて、何で分別するのですかというようなことが現場でも問題になります。最終的には、分別してリサイクルすることが地球のためになるの

ですよというところが、多少お金がかかっても、そういったところが重要だということを説明するためにも、こういった低減化について各システムの検証を行って、それを住民にきちんと説明していく責任、そういったところにも活用していくという中身だと思います。

あと高橋委員のところでは、灰のエコセメント化というところで、これがどこに該当するのかというのは、これは直接焼却後のところですので、今、高橋委員がおっしゃったところは、この表には、環境省に聞いてみなければわからないのですが、ちょっと反映はされてないのではないかと思います。最終的には、直接最終処分になっているのですが、焼却の後の話になりますので、これの内数の評価になってしまうのかな、数字的には、ですから資源化という中では、この表には反映されてないのではないかと考えております。また最終的には環境省に確認をして、お答えをさせていただきたいと思います。

あと豊岡委員から、発電を増やす手だてというふうなお話もありました。これは、既に改築とか新築の場合につきましては、もうほとんど100%、規模の小さい施設でも発電施設を設けられるように、技術的にすごく進歩をしてございます。ですから、ふやす手だてというよりも、そういう増改築、あるいは新築を契機に今後どんどん増えていくと考えております。

また、多機能の課題ということですが、自治体においては、逆に一つの施設をつくれれば、それで目的が達せられるという状況じゃなくて、何か一つの施設をつくる時に、ほかの機能を常に持たせることが、財政的にももちろんそうなのですが、土地の有効活用ということも含めて、多様化が求められているという時代になってきています。例えば焼却工場をつくる時にも、いろんな機能を、先ほどお話ありました災害に対する備えのための機能を持たせるとか、もちろんエネルギーの拠点とか。または、ある意味では福祉的な側面の機能を持たせるような、さまざまな機能を持たせられないかということで、自治体は日々取り組んでいます。これからの施設については、多機能化ということは必需、必ず必要になってくるようなことだと思います。

あと南部先生の不適正事案でございます。さらなる財政支援というのが必要かどうかということですが、これは従来から自治体で取り組んでおりまして、どちらかという現実には空き地にいろんなスクラップが山のようにあるときに、自治体として、それ有価物だと言われると、手が出せなかつたりするのです。ですから、財政的な支援どうのこうのというまえに、そのときにきちんと自治体として指導したり、あるいはその不安を解消したり、そういう手だてを今回法整備していただいたので、そういう意味では財政的な、云々というのがあるのですが、そういった手法、そういった手だてを与えていただくことが、自治体として

はいいのではないかと考えております。

あと安井先生の、その他プラについてのお話でございますけども、私も現場にいまして、その他プラと容器と何で違うのだと、両方リサイクルできるだろうということで、かなり市民の皆さんにご指摘を受けた経験がございます。ですから、自治体の現場ではそういうことを皆さん経験しておりますので、私ども全都清としても、国には、その他プラについてリサイクルができるような、今のシステムの枠ではちょっと無理なのかもしれないのですが、こういったものを早くできるようなシステムを検討願えないかということで、国には要望しているところでございます。

山極先生の広域処理についてでございます。これはどの程度やっていくのかと、あるいは財政的な補助云々というお話だったと思いますけれども。既に一部事務組合という形で廃棄物部門のところでは組合をつかって、各自治体が自治法上の組織としてやっているということもあります。また、各自治体が協定を結んで、ある都市は処理施設をつくり、他の都市では出てきた灰を埋めるところを確保するといったような、そういった連携をとりながら、協定という形で広域処理を進めていくということがあります。先ほどほかの先生からもご指摘ありましたけれども、ますます少子高齢化、財政が厳しいということになってきますので、そういった広域化ということに対して積極的に取り組んでいく必要が出てくるのだろうと考えてございます。

あと小林先生が、5ページの焼却のコストの話ですね。これは恐らく需要と供給の関係もあるのと、昨今の建設費の高騰ということもあると思います。そもそもその単価自体が上がっているということと、先ほど申し上げた、ちょうど平成2年以降にダイオキシン対策をやるということで、全国的にその整備があって、20年以上たった今がちょうど更新時期に来ているのです。そういった需要もすごくふえてきているということで、それに対する供給側がなかなか少ないという中での、さまざまな経済的な状況も背景にはあるのではないかと思います。具体的には、その単価が上がってきている影響が強いのかなということだろうと考えております。

あと諸富先生、人口減少社会に向けた対応ということですが。先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、やはり当然人口が少なくなり、地方の財政も厳しくなる中で廃棄物処理だけがっちりやるというわけにもいきませんので、第一義的には広域的な取り組みによって役割分担をしながら、それぞれのいわゆる財政的な厳しいところをフォローし合うということができてくるのかなと思います。その費用の低減に向けては、さまざまな、先ほども民営化ですとか委託化ということもありますけども、最大限民の力をこの廃棄物行政の中で活用することによって、財政負担を低減させていくという方向もあるのかなと考えております。

全部答えられなかったかもしれませんが、一応以上でお答えとさせていただきます。

高村（ゆ）部会長代理 どうもありがとうございます。それでは時間がまいりましたので、ここで全国都市清掃会議様からのこの意見交換については、終わりにさせていただきたいと思っております。貴重なご説明、ご意見いただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

それでは、続きまして、一般社団法人日本化学工業協会の石井一弥様から環境保全等への取組状況、そして第5次環境基本計画策定に関するご意見をいただきます。

どうもありがとうございます。それでは、石井一弥様から、ご意見を7分程度で同様に発表いただき、その後20分程度の意見交換を行いたいと思っております。それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。

石井常務理事 ありがとうございます。日本化学工業協会の石井と申します。よろしくお願いしたいと思います。着座にてご説明させていただきます。時間の関係もございますので、スライドに沿ってという前に、私が申し上げたいポイント、三つを先に申し上げたいと思っております。

一つ、環境保全についてということですが、特に私からは化学物質管理ということでご紹介をさせていただく、もしくは意見を述べさせていただくということにしております。

その一つとして、今まで我々が取り組んできておりますが自主管理、企業、業界による自主管理と、それから行政による規制とのベストミックス。要は規制だけではなく、やはり化学物質を自主管理で、もっと厳しくしていくところもあれば、広くするところもあるというような形の管理を進めていきたい。また、今後もずっとそれを継続していこうということなのです。

ただ、そのために二つ目として、やはり情報をきちっと開示していこうと。化学業界としても持っている情報、もしくは安全性に関する情報、これをきちっと開示していく。我々化学産業だけが開示するのではなくて、それが正しく化学物質を使っただけの皆さんに伝達をしていけるようにしたいと。そういうふうにご我々も努力をするし、仕組みもつくっていかねばならないだろうと思っておりますというのが、一つでございます。

最後に、今回、第5次の中間の案を見ておりますと、六つのポイントというのがございますが、その中に、明確に化学物質管理という言葉が出てきてないのが、私の立場としてすごく残念なところもあるのですが。逆に言いますと、化学物質の管理というものが、この環境基本の中の一つのベースにはなっているのだろうと思って、全てに関係していると、私、広く捉えたいと思っておりますし、行政の皆さんも、私ども化学業界もそういう心づもりで取り組んでいきたいなと思っておりますというところです。

初めに、それを申し上げまして、スライドのほうで簡単に、どういうことをやっているかと

ということなりを説明させていただきたいと思います。スライド、お願いいたします。

まず初めのスライドですが、これは日本の化学工業について全般的なところをお示ししているところです。先ほども申し上げましたように、私たち化学工業というのは、主要な産業、私どもが主要な産業であるという自負を持っておりますし、皆さんの暮らし、私どもの暮らしを豊かに、また便利にしていこうという製品を提供していると。まずはそれをプラスして、雇用なり何なりで全ての製造業を支えていることでもありますし。また、いろんな課題の解決、人によってはつくり出すほうだろうと言われる方もおられるかもしれませんが、一方ちゃんとつくり出した問題、もしくは出てきた課題を解決していくというものを化学産業であると考えております。次、お願いいたします。

こちらは日本化学工業協会の概略でございます。3ポツのところ和使命としていますが、177の会社のメンバーで、それが言えるかと言われるとそうかもしれませんが、日本を代表する工業会ということで、国際化学工業協会の協議会というのに参画をして、欧米の協会とともに化学産業の取組をリードしているというところで。

1)にございますように、化学産業の健全な発展のため、また2)にありますように、我が国経済の繁栄と国民生活の向上というところで、ここに書いてありますような事例を出していているところでございます。

さて本題の化学物質管理でございます、次のスライドをお願いいたします。

既に皆様、よくご承知のことでございますが、WSSDの2020目標に向けて、規制がちゃんとできているということと、先ほど私が申し上げましたように、一番下の化学の産業界というところでございますが、こちらのほうで、我々がどういうことを自主的にやっているかというところを示させていただいています。

一つはレスポシブル・ケア、RCと書いていますが、レスポシブル・ケアの世界での取組。これは企業の、大企業も含め、中小も含めて、CEOが2020の目標達成に向けて、取組を公約して署名をしていくということ。それからもう一つ、GPSと我々は呼んでおりますが、化学製品の管理戦略ということで、それぞれの製品をリスク評価して、その情報を公開していこうというものです。またそれにプラスして、長期的な自主研究をサポートしていくというような研究テーマをサポートしていくというLRI、Long-range Research Initiativeというものをしております。次、お願いいたします。

今、世界的にいろいろとICCAの枠組みで取り組んでいる中ですが、日化協ではどうなんだということで、レスポシブル・ケアということ先ほど申しましたが、ここに書いてあります

ように製品の開発・製造からリサイクル・廃棄というところに至るまで、環境、健康、安全を確保して、その内容をきちっといろんな方々にお伝えしようというところのコミュニケーションを図る、そういう自主的取組で、その図にあります、左下の五つの丸に関していろんな情報をきちっと社会の方々へ開示して、対話していこうという取組です。

そのほかの取組ということで、例えばGPSのところですが、6ページに移っていただければありがたいです。ICCAの枠組みの中で四つほど取組をしております。もっとたくさん実際はやっていますが、ここで四つほど挙げさせていただいています。

GPSの日本での普及、これはJIPS、Japan Initiative of Product Stewardshipということで、各会員企業が自主的に安全データを集め、もしくはその中でリスク評価を行って、その結果を我々のウェブの中で公開していくという取組です。現在、日本では500ぐらいの製品について安全性の評価書が公開されております。

また、リスク評価の支援ツールということで、日化協で開発しておりますが、BIGDrという名前で、この中に入れば情報がいろいろと得られて、かつ比較的簡単な操作で安全性要約書がつくれていくというような支援ツールをつくり出しております。

3ポツは次のページで、また詳しくご説明いたします。

あと4ポツとしては、LRI、五つの分野ということで、公募や指定による課題テーマで研究を推進させていただいております。

先ほど、次のページでと申しました人材育成・能力開発ですが、ここに示しましたように、いろいろな企業に、特に企業の皆さんを中心に、リスクベースの化学物質管理を定着させていくということから、その理解をしていただくという意味で、ケミカルリスクフォーラムという年10回のコースであるとか、特に昨年度改正されました安衛法の対応のリスクアセスメントセミナーであるとか、そういうことを積極的に年10回、15回開催しております。

さらにアジア地区へのキャパシティビルディングということで、国際的な取組をさせていただいています。次、お願いいたします。

2030年のSDGsに向けたビジョンということで、今年の5月の中旬以降に日化協としても発表させていただいたものが、ここに示した内容です。ビジョン、非常に漠然とした内容で、これだったらまだわからないじゃないと言われるかもしれませんが、これからこのビジョンに向けていろいろと対応していこうというところで、化学の力でイノベーションを創出し、健やかな生活に貢献していこうであるとか、環境・安全問題の取組を支援していく、ステークホルダーとの対話を通じて化学産業による貢献を促進していこうというところでございます。次、お

願いたいします。

最後でございますが、先ほど最初に申し上げましたことの繰り返しになりますので、あまり細かくは申しませんが、我々として環境、健康、安全を確保して、社会とコミュニケーションを行うレスポンシブル・ケア活動を推進してきて、その中で第4次基本計画にもございましたが、WSSD2020の目標に向けてリスクの最少化へ自主的取組を推進、展開しております。

リスクベースでの化学物質というのは定着しておりますが、最初に申し上げましたように、やはり上流だけではなく川下まで含めてリスクで管理をするところを定着させていくことで、皆さんの機関と協力しながら継続した取組が必要であろうかと思っております。

また最後に、SDGsに向けて、先ほどそんなに具体的にはないと申し上げましたが、これから皆さんと一緒に具体的にいろんなものを練り上げていこうかと思っている次第でございます。

雑駁ではございますが、以上で私どもの意見とさせていただきます。

高村（ゆ）部会長代理 石井様、どうもありがとうございました。それでは、ただいまいただきましたご説明について、ご質問がある委員の方は、札をお立ていただければと思います。

先ほどと同様に皆様から一通りご質問いただいた後、まとめてお答えをいただくという形で進めさせていただきます。先ほど同様に、ご質問は簡潔にさせていただきますようにご協力をお願いできますと幸いです。

よろしいでしょうか。それでは、今回山極委員からお願いできますでしょうか。

山極委員 自主的な管理を奨励するというをおっしゃっていただけけれども、普及はいいですが、評価をどういうふうに行っているのか。情報公開をするということで、その公開した情報が誤っているということも多々あると思うのですが、その場合の罰則ということは設けていらっしゃるのか、そのあたりのことをお聞きしたいのですけれど。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

安井委員、願いたいします。

安井委員 ありがとうございます。半分仲間内みたいなもので、あれなのですが。リスクベースの管理がかなり進んだということは十分に認識しておりますが、先ほどおっしゃったようにアジア地域のキャパビルみたいな重要な仕事が、まだ残っているような気がいたします。一方で心配なのは、SAICMが次どうなるか、私、全然知らないのです。ああいう国際的な枠組みあたりを何かご提案されるような方向性というのは、どうなっておるか。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

南部委員、願いたいします。

南部委員 ありがとうございます。SDGsの関係でございまして、ビジョンに向けて対応されるということだったんですけれども、新たな取組をするに当たって政府に何かご要望等ございましたら、お聞きしたいなと思います。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

白石委員、お願いいたします。

白石委員 管理の概念があまり入ってこなかったのは残念だとおっしゃってございましたけども、横串でまとめたのでこうなっていて、その中でも健康のところ、化学物質につきましても、設計段階から製造、使用、廃棄、リユース、リサイクルまで含めた化学物質のリサイクル全体の包括というような管理を実現しましょう、環境リスクを低減しましょうということになっております。

その中で、SDGsですけども、これまでの課題対応型から産業の先導役、Proactiveになるというところで、これが多分SDGsの貢献に重要になってくるのではないかと思いますけども、具体的なところはないとおっしゃっていて、ここを質問するのも何ですけど、具体的なお話ができれば教えていただきたいということ。国への要望、あるいはこれからの国とのやりとりの中で何か方策みたいなのがあったら、教えていただきたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

崎田委員、お願いいたします。

崎田委員 私も似たようなところの視点ですが、一番最初にやはり化学物質としてきちんとした項目出しが出ていないのが残念だというコメントがありまして、では、どういうことをご提案されるかというのを、もう少し発信していただいてもいいのではないかと考えております。

なお、化審法の改正とか大きな変化があったときの基本計画の見直しですので、そういう意味では本当に事業者の方とそれぞれのサプライチェーンが本格的に取り組んでいただきながら、社会としっかり連携するというのは大事なところだと思いますので、そういう提案をしていただいてもいいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

大塚委員、お願いいたします。

○大塚委員 3点ですけど。第一、白石委員が言われたことと関係すると思いますが、スライド8でSDGsとの関係で、大変意欲的にやっていただいて大変ありがたいと思いますが、何か定量的な目標をお立てになるおつもりはないのかということが一つ。

それから二つ目ですけども、SAICMの関係もございませし、このWSSDの目標とも関係しますが、予防的アプローチがその中に入っているんで、それとの関係で何か対応することはお考えになっておられるかということが、二つ目です。

三つ目は、先ほど来、各委員からありますように、化学物質管理が第5次環境基本計画の今の案に埋め込まれていないということに関してご指摘がございまして。これは意欲的に取り組んでおられることの裏返しだと思いますので、大変結構なことだと思いますけども、何かご注文がありましたら教えてください。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。追加でご質問がある委員、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは発表団体から、いただきましたご報告についての委員からの質問について、お答えをお願いできればと思います。

石井常務理事 ありがとうございます。少し大風呂敷を広げてしまったかもしれないので、きょうちょっと反省をしております。すみません。

まず、順番に追って、山極先生から自主管理の評価、もしくは何かうまくいかなかったときに罰則とかあるのかということです。罰則等に関して、自主管理でございませので、特にそれを設けているというものではございませせん。ただ、やはりそれをやるといってコミットした以上、うまくやれなかったときに、企業なり団体なりが世間からのレピュテーションという意味では、非常に落とされるものがあると思っております。君たち約束したのにやらなかったじゃないかというのを我々公言するわけですので、そういう意味で自主管理をここまでやりましょうということを言っていることに対して、ある意味、企業活動に対して非常に大きな影響が出るというのが、罰則に一つなるかなと私は思っております。お答えになっておりますでしょうか。

安井先生からリスクベースの管理、特にアジアのキャパビル今後頑張れよという言葉、ありがとうございます。SAICMの次に何が来るのかということですが、これは安井先生ともよく、またご相談したいと思っておりますが、次に何が来るのかというのは、SAICMの後のSAICM2という言い方をするといいのでしょうか、その延長線上にあるのだと私は思っております。

ただ、SAICMの中で明確に言ってなかったことは、一つ廃棄物の部分がSDGsなどでは出てきますし、それからインターセッションの会議などでも廃棄物の管理というところが出てきています。そういうところに目が向いていっていると思っております。我々もそこまで見なきゃいけない、ある種の中で廃棄物管理と廃棄物リサイクルというところまで言っておりますので、そ

ういうところに目が行くのではないかと考えています。

それから、SDGsに関していろいろとご質問なりご意見いただいて、要望はないのかとか、もっと具体的に、私がこれからですと申し上げたので、そういうところ鋭く聞かれたと思います。南部先生、白石先生、崎田先生からそういうご質問を受けていたかと思えます。

今、要望と言いますと、今のところで言いますと、政府の皆さん、行政の皆さんと、今後皆さんが何を考えているか、我々は何をを考えているか、意見をお互いにじっくりと話をする、もしくはきちっと話をしていく場をもっと設けたいなと思っています。言いかえれば、産官学ということで、きちっと協働をしながらやっていけるような場をもっとたくさん持つべきだろうと思っています。

少し違う例になりますが、我々、国際会議をICCAの場で国際会議とかいろいろ出ますが、こういう場、もしくはいろんな産学界が主催する場とかでも諸外国、欧米の行政の方、皆さん出てこられて、いろいろとお互いに活発に意見を交換するということがございます。そういう場を、日本でももっとたくさんあればいいなと思っています。そういう場は、やっぱりつくっていくべきではないかと思うところがあります。

それから具体的なところ、今後どうしていこうかというところ、一つ先ほど申し上げましたように、廃棄物管理というのをどう考えていくのだろう、それは化学業界として捉えるべき問題だろうか、それとももっと大きく広く捉えていくべき問題だろうかということが、具体的なことになるかと思っています。

ただ、そのほかには、もう一つ、今2020の目標に向けて進んでいますが、それが終わりではないので、その先、どうやってもっと適切にリスクを管理して、化学物質によるリスクというものを管理していくという枠組みをもっとつくっていこうということを、具体的に申し上げながら漠然としたこととございますが、そういうところをつくっていくのが目標ではないかと思っています。

あと予防的アプローチなり、大塚先生から、SAICMに向けての予防的アプローチの関係というところ、2点目でおっしゃっていただいたと思いますが。リスク管理というものの自体が、予防的アプローチをしているのではないかと思っています。リスクを明確に見ながら、きちっとした形で予防的にアプローチをしていくというものだと思っておりますので、それがそのものどうか、ずばりかどうかはわかりませんが、そういうのも、もっと進めていこうと対応していきたいと思っております。

Proactiveの具体的というところが抜けていました申しわけないです。この部分も具体的に

と言われますと、今までReactiveだった部分が多いので、それを体質として変えていきたいという部分が、これも全く具体化のお答えにはなっていないんですけども、そういうことを進めていこうという感覚を持っているというところでございます。最初に申し上げましたように、SDGsに対する対応も、まだまだこれから化学業界として考えていかなきゃいけないところばかりだと思っております。こういう場もそうですし、また皆さん、先生方とご相談しながら、こういうことがあるんじゃないかという示唆をいただけるようにしていきたいなと思っております。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。少し時間の余裕がございますけれども、お答えについて追加でご質問ございましたら。大塚委員、お願いいたします。

大塚委員 先ほど聞いたことですので、追加して伺いますが、予防的アプローチというのは、科学的に不確実であっても、何らかの対応を考えるかということなので、例えば内分泌攪乱物質とかナノ物質とか、そういうものについて何か考えておられるか、何か対応を考えておられるのかというのは、例えばそういう話になりますけど。リスク管理の一般的なことをお伺いしているわけではないです。

石井常務理事 失礼いたしました。私どもとしては、やはり科学的な根拠を明確にした上で対応していくものが必要だと思っておりますが。予防的な部分、未然に防ぐというところの取り組みについては、十分理解をしているところでございますが、その部分の感覚というのは、まずサイエンスとして確認をしていこうということになるかと思っておりますが。

大塚委員 SAICMとか2020年のWSSDは予防的アプローチと書いてあるので、科学的な確認はもちろんやっていただいたほうがいいと思いますけど、それとともに科学的に不確実なものに対しても何らかの対処をすることをお考えになるかどうかということは、要請はされていますので、それはやらなくていいということではないので、そこは私からお願いをしておきます。

石井常務理事 はい、わかりました。

高村（ゆ）部会長代理 ほかに追加でご質問ございますか。

和気委員 お願いいたします。その後で、私からも二つご質問させていただきます。

和気臨時委員 まだ時間がちょっとあるという感じなので、1点だけ伺わせていただきたいんですけども。いわゆる化学品のサプライチェーンという捉え方の中で、川下の廃棄物のほうのお話は伺ったんですけども、いわゆる輸入化学品についてのリスク管理というか問題について、どういう形で配慮していくのが難しいところもあるかもしれませんが、全体のサプライチェーンというと、やっぱりグローバルな貿易を含めたサプライチェーンの、ある種世界の化学産業としては大きな課題だろうと。その辺については、ご議論の内容なのか、あるいは

どんな取組がなされていたのか、もしあれば伺いたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 私の意見、実は和気委員のご質問にもかかわるので、まとめてお答えいただければと思うのですが。

1点目は、まさに今ありました点で、恐らく化学物質、廃棄物ももちろんそうですし、場合によって気候変動対応も、今サプライチェーン全体を通してどうやって管理をするか、非常に大きな課題になっていると思うんですが。何か具体的に行われている方策、これは安井先生から示唆のあったアジアへの能力構築といった点、あるいは逆に、こういう施策をとってもらうことで、一層進めるといったようなご示唆があればというのが、1点目でございます。

2点目は、かなり遠慮してお答えいただいたように思ったんですけど、第5次基本計画にこれだけは入れてほしい、あるいはこれをもっと明確に書いてほしいという点がもし具体的にありましたら、お願いできればと思います。

じゃあ、お答えいただければと思います。

石井常務理事 ありがとうございます。まずお二方からありましたサプライチェーンの関係、もしくは輸入物質の関係です。基本的に日本の中に入ってくる物質というものは、全て例えば化審法などで規制をされて、既存物質、もしくは新規物質として登録をされたものだけで、一定の評価を受けるものだと思っておりますので、その部分で、それは各国の法も同じだと思っています。我々が輸出するときも、輸出先の国の法律にのっとって登録なり、もしくは規制をするものでございますので。その部分で不明確なもの、また全くわけのわからないものが入ってくるということはないだろうと思っています。

あと、その情報をどう伝えるかということ、例えば一つGHSという、Global Harmonized Systemでございますが、そういった中で有害性の情報を伝えていく。有害性の情報と、あとどれだけそれに接するかというものの暴露の情報を掛け合わせれば、それに接したときのリスクが大体わかってくると思っておりますので、そういうGHSなどの有害性分類などを表示しながら、明確に区分をして、情報を伝えていくものになっていると思っております。

したがって、一つサプライチェーンの中で、そういう情報がきちっと伝達されるということが必要になってきます。例えば、化学物質の上流、私どもの製造会社であれば、SDS、セーフティ・データ・シートというものを必ず作成をして、それを化学物質の中につけるようにしてあるはずでございます。そのSDSの伝達が、サプライチェーンの中で確実に上から下まで、例えば、私から隣に座っている半沢に売ったときに、半沢がまたそれを確認して、次の方に売るといような形が取れるような仕組み、それになっているはずでございますが、それが確実

に行われるというところを我々も確認をしていかなければいけないし、また下のほうからもそういう要求をしていただくということが必要かと思えます。

先ほど、発表の中で申し上げましたが、JIPS、日本の安全性要約書を開示するという仕組み、これもやはり川下の方からもそういうのがあるはずだから、そういうのもっと上の人から取ってきてくださいというような要望を出していただくとか、そういうことも必要ではないかと思っています。

うまくお答えできているかどうか、ちょっとわかりませんが、そういうことでよろしく願います。それから、これだけはやってほしいということ、今の場ですぐには思いつきませんので、またありましたら出させていたいただきたいと思えます。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。日本化学工業協会の石井一弥様、どうもありがとうございました。

時間が参りましたので、このあたりで終了させていただきたいと思えます。

お時間をいただきまして、ご説明・ご意見をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、次のご報告をいただく方の関係で、ここで少し休憩をいただきたいと思っております。お忙しい中、恐縮でございますけれども、15分ほど、15時50分開始ということで、一度中断をさせていただければと思えます。よろしくお願いいたします。

（午後3時32分 休憩）

（午後3時44分 再開）

高村（ゆ）部会長代理 予定していました3時50分に少し早いですけれども、皆様ご着席をいただいておりますので、次のご報告・ご意見に移ってまいりたいと思えます。

続きまして、国際自然保護連合日本委員会の道家哲平様から、環境保全などへの取り組み状況、そして第5次環境基本計画策定に関するご意見を7分程度でご発表いただいて、その後同様に、20分程度の意見交換を委員との間でしてまいりたいと思えます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

道家副会長兼事務局長 皆様、こんにちは。国際自然保護連合日本委員会の副会長兼事務局長を務めている道家と申します。

本日は、このような貴重な機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

座って説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はですが、私ども国際自然保護連合、IUCN、その日本委員会であるIUCN-J、その組織がど

のような形で環境、特に自然環境、生物多様性保全というテーマにアプローチをしているのかというお話をさせていただき、それによって、現在議論されている第5次環境基本計画に何らかのヒントなりというものがつかめればと思っておりますのと、特に日本委員会でどんな取り組みをしているのかということ、そしてその過程の中で感じたことをご報告させていただいて、ディスカッションに生かしていただければと思っております。

キーメッセージとしては、下に三つございます、持続可能な社会 / 経済というものは、生物多様性、あるいは持続可能な自然環境が基盤であるという点。

二つ目は、生物多様性分野での日本ないし日本の社会の国際貢献での大きな可能性があるという点。

3点目、第5次環境基本計画の現段階でも真ん中、中核に据えられているパートナーシップですが、その重要性ということについてです。次、お願いします。

ごく簡単にIUCNのことをご紹介します。1948年に設立されました。国連組織の中に自然環境、あるいは自然保護を担う組織ができなかったということもあって、政府とNGOが最初からパートナーシップを結びながら取り組んできました。1300の会員団体が世界中にございます。このうち、200ないし300ぐらいは、外務省といった国家の会員であったり、環境省といった省庁が会員にもなっているところです。残り1100近くは、日本自然保護協会、野鳥の会、WWFといった大きなNGO、国際NGO、そういったところが一緒に会員団体として取り組んでいるという特徴を持っています。

そして、2ポツ目ですけれども、そのような民間の知恵、あるいは政府が持っている知見ネットワーク、そういったものを集めることで得られる、さまざまなシナジーによって得られる事業を多数展開しています。世界遺産条約の特に自然遺産の助言機関としても位置づけられ、ラムサール条約の事務局、国連総会での自然関係での唯一の常設オブザーバーというような組織がこのIUCN、国際自然保護連合という組織になります。

有名な活動としましては、レッドリストですね、世界の絶滅のおそれのある動物種のリストをつくったり、効果的に管理されている保護地域のグリーンリストをつくるといった世界的なツールをつくっております。

持続可能な開発というキーワードも1980年にIUCNがワールド・コンサベーション・ストラテジーという文書を作り、提唱をしました。日本委員会は、そのようなIUCNの日本での取り組みというのを展開しているということになります。次、お願いします。

日本IUCNの会員団体は、そのため政府も入っております。外務省、環境省さんもメンバーで

すし、全国総合的な取り組みをされておりますNGO、政策横断的な取り組みをされているNGOの方、野鳥の会とか、ウミガメ協議会といった種に焦点を当てた団体、生態系に焦点を当てた団体、あるいは業界的なネットワークというのにも入っている、そういう組織でございます。次、お願いします。

ここからがメインですけれども、第5次環境基本計画の現在の案というものを見させていただきまして、大変IUCNとも理念的な方向性は一致すると感じております。

IUCNでは現在、Cultivating Culture of Conservation、ここではとても広い意味でコンサベーション（自然保護）を使っていますが、コンサベーションの文化を育てていこうと掲げています。日々の暮らしなり、購入とか、あるいは保護活動であったり、あるいは社会にはさまざまな場面、経済であったり、そういったところで自然を当たり前のように守るといった文化をつくっていくという方向性の中で、三つの柱を打ち立てております。

自然の価値を高めながら守っていくということです。ずっと保全という言葉だけを言い続けてきたんですが、価値を認識してもらって、そして守るということをセットでやっていくことが今重要であるということを打ち立てています。

2番目が自然の利用のガバナンス、そして3点目が特に新しい取り組みとして注目されているのは、nature-based solutionというキーワードです。自然に基づく社会課題の解決策を、この自然保護に関するコミュニティの分野からどんどん打ち出していこうと。社会に提案していこうということをIUCNという組織全体で動いております。次、お願いします。

その変化のストラテジー、変化を促すための戦略ということも重要視をしています。コミュニケーションの分野の一つの事例ですけども、コミュニケーションの分野では、コンサベーション・サイコロジーというキーワードを打ち出しています。というのは、人は合理的な生き物ではなくて、環境はとてもすばらしいといったところで、なかなか変化してくれないと。人は変化を恐れると。であれば、どのように人々の心やその動きを理解しながら、行動を促していくのかというような発想に立って、自然保護にかかわるグループの能力育成、ワークショップ等をつくりながら、変化を促していく、行動を促していくということに本気で、それこそ脳科学とか、心理学とか、そういったものの知見を生かしながら取り組んでいくべきだというようなことをしています。もう一つ、ネイチャー・フォー・オールというキーワードを掲げています。これは日本だけではなく世界的な課題ですけども、あらゆる人々に自然との触れ合いの機会を提供しようということを言っています。逆を言えば、人と自然のかかわりが世界中のどこでも分断されているという認識です。分断された状態では、人は環境のことなんて大事には

思わないと。やはり、人と自然を結びつけるという取り組みを全体でやっていこうと。これも一つ変化を促すための、価値を認識しなければ人は行動しない、そういうところも含めた戦略というのを持っているというところなんです。次、お願いします。

そんな中、SDGsが今回大きなキーワードですけれども、私たちの業界で流行しているSDGsの整理が示している図になります。自然環境、バイオスフィア、あるいはレジリエンスに関するものが下にあります。目標の6、13、14、15、これが自然は基盤であると。その上に社会と経済が乗っていると。なので、社会と経済の指標で持続可能性というのが幾ら高く出たとしても、自然の分野の持続可能性がぐらぐらしていたら、それは根底がぐらぐらしているというふうなものであると。なので、環境というのは持続可能な社会のためのインフラであるという意味合いがやっぱり重要であるのではないかとこのことを私たちの中でも再認識をしています。

と同時に、持続可能な開発目標は、生物多様性の分野でいうと、2020年までの目標でほとんどまわっているのが多いと。つまり、2030年、生物多様性はどこまで持っていくかという議論については、ポスト愛知ターゲットというのが大きな役割を果たし、そのポスト愛知というターゲットに日本としてどう取り組むかという国際的な発信というのはとても重要ではないかと思っております。次、お願いします。

そんな中、IUCN-Jでは、参加型のキャンペーンで、愛知ターゲットについての取り組みをしています。愛知ターゲットについて学んでもらって、宣言してもらって、行動してもらおうというネットワークをつくっております。次、お願いします。

そんな中、現在375団体、491の活動をつなげて、取り組みを可視化していると。どれだけ伸びているか、どんな立場の人が取り組んでいるか、どんな目標がよく取り組まれているかというようなものを可視化する取り組みをしています。

最後になります。愛知ターゲットのこの取り組みの中で感じたことは、特に民間による生物多様性の取り組みがとても推進しているということです。企業の皆さんの取り組みはかなり進展しているなと思っておりますし、上流部の自然資本とかESG投資とかISO14001改定というような影響も肌身に感じております。特に、企業の皆さんから多様性のことをやらなきゃいけないのだけど、どうすればいいかというような問い合わせをいただくような機会が生まれています。

その中で、多様な主体の強み・弱点というのを補う形の連携が本当に進んでいると感じます。企業とNGO、それぞれの広報のチャンネルを生かしながら、事業の価値を高めていくというようなことが今生まれていて、これは日本としても積極的に発信できるいいテーマではないかなと日々感じているというところなんです。

すみません、ちょっと時間をオーバーしましたが、日本委員会の活動、及びそこから得られた経験とご報告をさせていただきます。ありがとうございます。

高村（ゆ）部会長代理 どうもありがとうございました。ただいま、道家様からいただきましたご説明について、ご質問がある方はお礼をお願いいたします。先ほどまでと同様でございますので、皆様からの、委員からのご質問をまとめていただいて、その後、道家様からお答えをいただくというやり方を取らせていただきます。

それでは、ご質問のある方よろしいでしょうか。

それでは、また大塚委員からお願いいたします。

大塚委員 ちょっと急がれたのでよくわからなかったんですけど、最後の10ページのところの自然資本は当然かもしれませんが、ESG投資とかISO14001改定などの影響大というところ、ここをもうちょっと説明してください。お願いします。

高村（ゆ）部会長代理 崎田委員、お願いします。

崎田委員 ありがとうございます。非常に熱心に活動されていて、あと9ページのところで、いろいろなデータで企業の皆さん、NGO、それなりにかなり進んできているというようなお話がありました。

質問させていただきたいんですが、こういう中で、一般市民に向けたアンケートなどではなかなか生物多様性とか、愛知ターゲットに関する関心が上がらないというのが日本社会の課題の一つだと思いますが、そういう視点ではどういうところを強化したらいいとお考えか、ちょっとその辺のご提案もいただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

高村（ゆ）部会長代理 佐久間委員お願いいたします。

佐久間委員 ありがとうございます。質問というよりは、コメントということでございます。ご案内のとおり、経済界でも経団連を中心に、経団連自然保護協議会を通じまして、生物多様性自然保護活動に取り組んでございます。経団連自然保護協議会はことしで設立25周年ということで、これまでも国内外のNGO等への支援等を行ってまいりまして、累計では1,278件、約37億円の支援をやってきたと、こういうところでございます。

さらに、経団連全体としても、2009年の生物多様性宣言を定めまして、企業による生物多様性に資する自主的な取り組みも促進してございます。日本というのは、これも皆さんご承知のとおり、生物多様性に関しての国民の認識も非常に高いということで、我々企業としてもさまざまな取り組みを行ってきておりまして、世界的に見ても、かなり先進的な取り組みをしているのではないかとということで、我々としても引き続き、その民間による自主的な取り組み、こ

れを最大限尊重してやっていくということが重要ではないかと思っています。以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 ありがとうございます。生物多様性の取り組みということでは、私ども公共セクションでは、地域戦略などを制定したりして取り組んでいるところですけども、10ページのところの民間による取り組みの推進と。断片的には知識があるのですが、なかなかこの生物多様性を総合的に進めていく中では、公共セクションだけではなくて、民間での普及、実施も必要なのかなと思うのですが、具体的にどのような事例が現時点であるのかということで、これを民間で進めていくためには、どのような方法が必要なのかをもしご存じだったら教えてください。

高村（ゆ）部会長代理 高村典子委員、お願いいたします。

高村（典）委員 生物多様性保全の分野で、力あるNGOとしてリーダーシップをいつもとっていただいております。今、IPBESの地域アセスメントに取り組んでいますが、アジア・パシフィックでは、北アジアと東アジアの評価が非常に弱いことがわかりました。インドやメコンやオーストラリア、ニュージーランドのあの辺の評価はかなり進んでいるのですが、中国を含む日本、東アジア、北アジアが弱いと。

IUCNの世界の絶滅リスク評価が、地球上の生物多様性の状態評価をする上で非常に大事な科学的知見になっています。評価を進めていくプロセスで、日本の科学者がもっとIUCN-Jと連携をすることが望ましいのではないかと思います。私から言うのもなんですが、リーダーシップをぜひとっていただきたいと思います。今回IPBESの評価はミレニアム・エコシステム・アセスメントの流れを汲み、アセットや社会的インスティテューションなど社会のしくみと自然との関係解析が新たに導入されて、どういう仕組みをつくれれば、生物多様性や自然資源の保全が進むかをより科学的に考えていくことになると思うのです。

全体、SDGsになりましたので、従来は生物多様性の保全というのは、どっちかという、国家戦略というのが、基本計画と並行して別にあったんですが、だんだんと融合し、産業界の方たちの関心も非常に高まっておりますので、よりIUCNジャパンの活動、そのリーダーシップをとる際の、戦略的なものとか、体制とか、そういうものの強化について、どういうふうにしていかれるおつもりなのかということがございましたら、お聞かせいただければと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。豊岡委員、お願いいたします。

豊岡委員 大変すばらしい取り組みで、関心を私も個人的にも寄せておりまして、大分社会的にも自然保護ということに関して、非常に高まってきたなという意識の高まりは感じている

のですが、一方、私どもも地方にも暮らしておりますけれども、生物多様性を含め、漁業資源を含め、淡水の質から始め、非常に劣化をしているという実感がございます。そのギャップですね。意識は高まってきているのに、国際的にもいろんな目標なりも具体化をしていて、かなり見える化もしてきていて、非常に高まってきているように感じるのに、この劣化のギャップを埋めることが今必要なのではないかと非常に個人的には思っておりまして、そのせっきくの第5次の基本計画を立てるときに、いいご提言があれば、ぜひしていただきたいと思ひまして、マイクをとりました。よろしくお願ひいたします。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。安井委員、お願ひいたします。

安井委員 ありがとうございます。5ページでございますけど、ここに書かれている三つの項目は非常に重要で、特に私的には3番目、気候・食糧・開発、この社会課題というのは非常に重要だと思っています。というのは、最近やはり気候対応をしようとする、化石燃料よりバイオ燃料という形に大分世の中が動いている。ジェット機なんかはもうそうなりそうな気配ですよ。そうなりますと、やっぱりバイオ燃料用の作物と食糧用の農地がコンフリクトを起こす。一方、アフリカは人口が増加をどんどんしている。こういうような非常に矛盾があるような状況の中で、解決を模索するとあるんですけど、何かもう少し具体的にお述べいただけるとありがたい。特に、環境基本計画に何を書き込んだらいいかをちょっとご示唆いただきたい。

高村（ゆ）部会長代理 山極委員、お願ひいたします。

山極委員 私もこの三つの中の2番目ですね。特に、equitable governance of natural resourcesという言い方、これは言うは易し、行うは難しなんですね。特に、今グローバルな社会で、ステークホルダーというのが非常に複雑化しています。その土地の住民、あるいはその土地のガバナーだけではなくて、多くの人たちが、その自然資源というものを利活用していると。そういうときに、公平なというのは、どういう具体的に取り組みを指すのかということについて、少しご説明いただければと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。木下委員、お願ひいたします。

木下委員 私も2点申し上げたいと思ひまして、一つは、山極先生と同じで、5ページの2の効果的で公平な自然資源の利用を促進するというのは、もう少し具体的にご説明願ひしたいと思います。

もう一つは、10ページですけれども、生物多様性の10年の成果ということで、3点挙げられておりますけれども、現状をどういうふうに、量的も含めて、評価をすればいいのかというこ

とについて、皆さん方の現状の評価についてお聞かせ願えればと思います。以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。棚橋委員、お願いいたします。

棚橋委員 自然を守る文化を育てるという目標を掲げて、大変心強いなと思いました。育てるということなので、教育の位置づけというのはとても大きいと思います。9ページを見ると、ちょっと教育のウエイトが少ないかなと。この辺の取り組みの強化、何かお考えがあればお聞かせください。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。それでは、国際自然保護連合の日本委員会、道家様から、いただきました委員からの質問について、お答えいただこうと思います。幾つか多分、共通した問題意識のご質問もあったと思いますので、まとめてお答えいただくところもあって構いませんので、お願いいたします。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。それでは、国際自然保護連合の日本委員会、道家様から、いただきました委員からの質問について、お答えいただこうと思います。幾つか多分、共通した問題意識のご質問もあったと思いますので、まとめてお答えいただくところもあって構いませんので、お願いいたします。

道家副会長兼事務局長 それでは、たくさんのご質問、ご意見をいただきましたので、全部に答えられるかどうかはわからないのですが、端的にお答えしたいと思います。

まず最初に、具体的なところというところで幾つかありました。例えば、民間による取り組みになります。例えば、民間による取り組みでいうと、日本動物園水族館協会さんというのが、私たちのメンバーにいます。全国150近い動物園、水族館のネットワークですが、ここは今、かなり大きな変化を迎えています。これまで、ある種展示というか、レジャー施設のように捉えられていた見え方を変えて、いかに環境教育とか自然のことを知ってもらう場所となるかに尽力をしています。生き物なり、魚とか、実物を目にして環境教育するというところに力を入れています。それを、なかなか資金的に苦しいところがあるところは、例えば企業の人と連動して、連携してやっていくとか、そういったリソースをそれぞれに持っていきながら、例えば動物園水族館という分野が動こうとしています。

ここには、年間7,000万人近い人が、訪れているわけです。そこが一斉に環境教育なり、自然保護の教育の場になろうとしているというのは、大きな変化ではないかなと。もちろん、これがすぐさま成果を出すかということに関しては、やはり時間とのギャップというのはあり得るのではないかなと思っているところです。

同じように、事例として、ESGの投資とか、ISO14001につきましては、この議論の中で、生

物多様性にいかに配慮しているかということが、企業の皆さん、ISO14001の2015年版の新しいバージョンでISO14001を維持しようといった場合、問われるようになりました。過去の環境管理の基準は、比較的廃棄物をいかに出さないかという、汚染対策や省資源などが主でしたが、新しいISO14001、環境管理の仕組の基準では生物多様性とか、気候変動もやらないと、環境管理システムとしては不十分だと問われるようになって、じゃあ具体的にどうすればいいのかという問い合わせを今、自然保護系のNGOは受けています。

ESG投資も同様です。ある大手企業様から問い合わせを受けました。海外から木材とかを輸入している企業さんから、IUCNの保護地域のデータベースってありますかという問い合わせを受けました。そのご質問にお答えしつつ、なんでそんなことを聞くんですかと逆質問をしたんですね。そしたら、ダウ・ジョーンズが聞いてきたと。ダウ・ジョーンズがESGのインデックスをつくるときに、自分たちの会社がどんなところで木材をとっているか、その場所を決める際の判断基準で保護地域を認識し避けることを示さないと、高いレート、高い点数を与えないですよ、そういう社会に今なっているのです。

経済界さんの動きというのはすごく大きくて、特に民間参画パートナーシップというところのアンケートでは、大企業がどんどん生物多様性の取り組みを企業の基本方針とか理念に掲げている。そうすると、サプライチェーンにかかわるそれぞれの企業様が、本사가やっているから、我が社も、支社でもやろうと、地域でもやろうという動きがどんどん生まれています。一方、そのような動きも生まれていますが、NGOとどういうふうにコラボレーションをするのかというところで大変悩まれている、問い合わせを受けるといような状況です。

ただし、これが劣化した自然というものを食べるほどの動きになっているか、面的にどこまで広がりがあるかと言われると、そこはまだまだ不十分なのかなと感じます。私たちもそういう声を聞きます。なので、ここに関しては、民間の取り組み並びに国家におけるさまざまな規制措置、あるいは環境配慮をある程度いろんなところでも義務化するとか、配慮をするプロセスをさまざまな公共事業なり、そういうところのプロセスに入れていくという両方からの視点がないと、実現しないのではないかなと日々感じるところです。

一般市民の生物多様性という言葉の認知度が低下しているということもありました。どこまで解決策になるかはわからないんですけど、私たちも取り組みをされていて、言葉を知ってもらうというよりは、本当に市民の方は、「私は何をすればいいのか」という疑問に答えることがとても大事なかなと思っております。国連生物多様性の10年日本委員会という愛知ターゲット達成のための民間参画、連携の枠組みがあるんですが、そこでは、「MY行動宣言五つの行動」と

という言い方で、日々の暮らしの行動がどのように生物多様性に結びつくか、行動に置きかえて、それで多様性を知ってもらおうということをしています。

例えば、いろんな季節にいろんな人と自然に触れ合いましょうというMY行動があります。単純な行動かもしれないけど、その単純な行動が今失われているというのも訴えながら、行動に置きかえて、それがもうちょっと人の感情にも近づけて、楽しいであるとか、家族とのきずなであるとか、おいしいものを、地域のもを食べて楽しむだとか、そういう日々の暮らしの中に落とし込む行動というのとセットで認知度を上げるべきと思っています。

COP10のときに、生物多様性という言葉の認知度がふえましたが、特に大きくふえていたのは、60代男性というデータを見たことがあります。新聞等文字媒体に書かれる機会の多さが、言葉の認知度の変化要因ではないかなと思っています。その意味では、新聞における生物多様性という言葉の露出機会は明らかに下がっているという実感がございます。

IUCN-Jが科学の分野でリーダーシップを発揮してほしいということについては、今現在、IUCNの日本委員会でも、SDGsを踏まえてどうIUCNの加盟団体の活動をより展開させていくか。特に、ある種、自然保護をずっとやっているの、既にSDGsをやっていますとするにとどまらず、生物多様性に取り組むことで、社会課題に解決をしていくような提案をしていくことになるのではないかなと思っています。

例えば、日本自然保護協会というところでは、ネイチャーフィーリング自然観察会といって、障害を持つ方、目が見えない、弱視であるとか、足にちょっと不自由があるだとか、そういう方も一緒に自然観察会をしていきたいと思いますというようなものを発展させることで、自然と人の触れ合いというのをあらゆる人々のもとに提供できないか、社会にそういう、ちょっとどうという言葉がいいかわからないんですけど、その分断されているといいますが、孤立しそうな人々とともに、自然観察という時間を地域の中でつくれるかというようなことを発展させていきたいと考えているというところです。

それから、5ページ目のところの多く質問がありました。自然資源の公正なガバナンスを確立するということの具体的な事例ということについては、IUCNの中でも、すみません、模索をしているというところです。ただし、重視しているのは、ガバナンスに関する幾つかの原則とこのを持っています。例えば、情報公開である、あるいは、意思決定の参画である、意思決定に参画するためのキャパシティビルディング、つまり、例えば、環境基本計画と言われても、地域の人にはなかなか難しいと。でも、計画がどのように社会に関係があるか、あなたの生活に関係があるかというのを理解した上で、計画にかかわってもらおうといったキャパシティビル

ディング、法による統治、あともう一つ大事なユースのかかわりです。持続可能な未来というのをつくる時に、いわゆる60代、70代、80代とか、年齢層の高い人たちだけで決めてしまっ
ては、決して持続可能になるわけではありません。このような幾つかの原則、諸原則というの
を掲げながら、ここは本当に一つ一つ、地域レベルでのワークショップというか、合意形成の
プロセスをしっかりとつっていくという部分、またその中には法による統治であるとか、ある
いは、誤ったときに、裁判なりそういったもので補正できる、正せるという、そういう仕組み
ですね。誤ったときに正す仕組みということも、グッドガバナンス、いいガバナンスの一つと
して掲げているところです。

あとは、nature-based solutionのところについての具体事例については、こちらははまだ
だ全てのテーマというのにカバーし切れていないというのが正直なところです。例えば、この
環境基本計画でも書かれている自然災害に対して、生態系を活用した防災・減災をするよう
な取り組みをIUCNでも世界的に進めていたりというようなところです。

バイオ燃料とかについては、ディスカッションはなかなかまとまり切れていないというこ
ろで、賛否両論というところです。むしろ、もう少しNGO的な発想で、ソーラークッキングで
すね、太陽熱を使って、そのまま調理できるような器具を普及させるみたいなプログラムを展
開したり、必ずしも電気エネルギーに転換せずに取り組めないかとか、いろんな取り組みを全
世界各地でIUCNの加盟団体、専門委員会あるいは事務局が協力しながら取り組んでいるところ
です。

もう一つ、東アジアというキーワードが出てきましたけれども、こちらについても今、IUCN
日本委員会では、この日本委員会、国内委員会という組織が中国と韓国にございます。です
ので、日中韓のそれぞれ生物多様性条約の会議も開催したようなところで、協働して、COP15に
向けた民間の協力関係というのも今構築をしているところです。

すみません、ちょっとオーバーしてしまいましたが、全部に答え切れていない部分はござい
ますが、以上となります。

高村（ゆ）部会長代理 どうもありがとうございました。時間もありませんので、この辺で
終わらせていただこうと思います。改めて、国際自然保護連合日本委員会の道家さん、きょう
はどうもありがとうございました。

続きまして、一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの上野明子様
から同様に環境保全等の取り組み状況、第5次環境基本計画策定に関するご意見をいただきま
す。

7分程度で発表していただいて、その後、同様に20分程度の意見交換を行います。どうぞよろしくお願いたします。

上野次長 皆様、こんにちは。グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局の上野でございます。本日は、私どものネットワークのSDGsの取り組み状態と実態調査をしておりますので、そこから政府などへどのようなメッセージが出ているか、そして最後に、第5次環境基本計画へ私どもが期待することについて、述べさせていただきます。では、座らせていただきます。次、よろしくお願いたします。

国連グローバル・コンパクトは、人権・労働・環境・腐敗防止の4分野、10原則にコミットしている組織体で256団体、会員がいまして、8割が企業になっていますので、これからお話しすることは、企業の声を代弁しているところください。

これは、2015年のSDGs採択以来、まず、最初の2年間はSDGsの認知度を上げるということで、いろいろな活動をしてきていまして、政府を含めたマルチステークホルダーとの対話ですとか、SDGsの実態調査、会員によるSDGsの分科会、そしてタスクフォースというものをつくっていまして、どのように日本でSDGsの認知度を上げていくか、今ごらんいただいているような活動をいろいろしてきております。特に、政府では、環境省のステークホルダーミーティングですとか、円卓推進本部の委員に代表理事がなっております、いろいろな意見をこれまでも述べてきております。次、お願いたします。

そうした中で、SDGsを理解していただくために、幾つかのツールを出してきていまして、SDG Compass、これはSDGsを企業がどのように実践していくのかということをごガイダンスとして出したものですが、そのほかに、セクター別の事例であるSDG インダストリー・マトリックス、そして、きょうこれからお話しいたしますけれども、日本の企業が今どれだけSDGsに取り組んでいるのかというような実態調査のレポートをIGESさんと一緒に行ってきております。では、次、お願いたします。

SDGsタスクフォースというのがあると申しましたが、これは、会員企業の中で有志の方が手を挙げまして、ボランティアに学習・協働・発信という意味で、SDGsを日本の中で、特に企業の努力として、どうして進めていくかというような活動をしてきております。

こうした活動の一つの成果としまして、今からご説明しますが、SDGsの実態調査です。2015年、16年と2年間行ってきて、今、3年目を調査中ですがけれども、今からお見せしますのは、15年、16年の2年間の経年の活動結果でございます、まず、インパクトの大きい目標は何かということですね。2015年5位だった目標13が、16年は1位になって、これはやはりCOP21の影

響が強かったかなと思います。ただ、これは業種別に見ますと、必ずしも目標13が上位に来ているわけではないということと、あと目標の14は、実は17目標のほうでも下位のボトム5のうちの一つに上がっていて、海洋に関しての関心というか、その辺が非常に少ないということが一つわかっております。次、お願いいたします。

この辺、基本計画の中でも、企業のリーダーシップが期待されていますけれど、SDGsがどこまで認識されているかというところで、会員企業と非会員企業で見ますと、実は会員企業は、これを新たなビジネスチャンスとして捉えていたり、企業価値を上げるものになると捉えているということが、ここで上げられていまして、単にリスク回避ではなく、SDGsは事業チャンスになるというような認識が企業の中で高まっているのかなと思われます。次、お願いいたします。

ただし、この辺の認知度自体を見ますと、まだ会員、私どもの窓口がCSR部門ですので、CSRでは認知されているけれども、トップ、特にミドルクラスは5%と、ほとんど認知されていない上、これは、ヨーロッパと比べますと、経営者がヨーロッパは53%の認知とありますので、日本はトップも認知度が低いのではないかなと言えらるかなと思います。次、お願いいたします。

次に、どのような推進の上で重要なパートナーが認識されるかというところですが、これは、やはり政府という答えが一番多くて、政府が最も重要なパートナーだと認識されています。一方で、今年度、新たに出てきたというか、ふえたのが、顧客、取引先、消費者、株主・投資家という答えでございまして、先ほどのお話にも出ていたように、ESG投資などの高まりから、投資家の立場というのが非常に注目されてきているように思われます。

このような実態調査、最後に課題がございまして、ここで出てきますのが、リソースの不足と政府の方針徹底が不足、関与が希薄というものが2016年度は新たに出てきて、結構なパーセンテージで出てきて、もっと具体的に政府に施策を示してほしいという声があるように思われます。

以上のようなことを含めた中で、第5次環境基本計画にどのような期待をするかということで、私ども、環境に特化した団体ではございまして、企業の力を生かしながら、いかに環境的な側面で世の中に貢献することを考えるかということで、一つ目は、企業支援のフレームワークや政策の再編・強化というものを、ぜひご検討いただきたいと思われます。今、環境省さんだけでも、いろいろなプラットフォームをおつくりになったり、あるいは、例えばTCFDのレポートですと、金融庁さんからのレポートが出たり、経産省からも、環境の適用性に関する資金援助のスキームがあったりと、いろんなものが出ていますので、やはり、これ、各省

庁で分断されないで、企業にとっては横断的に見えるようなスキームで提示していただきますと、企業がもっと実効性の高い推進対象として関与しやすくなるのではないかなと思います。

それから、環境面で、いろいろな技術を企業が持っているわけですが、途上国に出ているときに、もう少し包括的なサポートを、パートナーシップを結ぶなど、そういった面でいただけないかなと思います。例えば、先日も、UNEPの発言の中で、こういう技術で進んでいる事例というのを挙げていただくと、日本の企業の名前が全く出てきていなかったり、このままですと、基本計画にもありますように、差別化というのがますます脆弱に見える。実は、力があるのに差別化されてないように見えてしまう危険があるのかなと思っております。

次ですけれども、今のことに関連しまして、他のグローバル企業はもっともっとPRしていますので、政府発信型プレゼンスというものも、企業としては期待したいところだと思っております。

また、環境配慮型のビジネスのさらなる、やはりまだまだビジネスという認知が低いので、インセンティブ付与ですとか努力レベルの可視化などについても、いろいろな奨励策を持っていただきたいと思います。

また、若年層に対しては、忘れられがちなので、次世代を巻き込んだ基本計画に必ずしていただきたいなと考えましたことと、先ほど言いましたように、海洋汚染の認識が海洋国でありながら低いということで、この辺に対しても課題を再認識できるような策を盛り込んでいただければと思います。

ちょっと時間をオーバーいたしましたので、以上でございます。

ありがとうございました。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問がある委員は札を立てていただきますようお願いいたします。

時間の制約もございますので、ご質問、できるだけ簡潔に、それからご説明への質問に特化して、集中してご質問いただきたいとお願い申し上げます。

それでは、三浦委員からお願いいたします。

三浦臨時委員 ありがとうございます。

図6のSDGs推進における課題の、「SDGsに取り組む場合に、どのようなことが課題になっていますか」というものですが、赤枠の囲みよりも上のほうにある、社内の理解度が低いとか、社内の展開方法が確定していないならリソースも集まってこないのではないかなという、

もっと根本的な問題について深められていないという印象と、リソースで資金や能力・技術が不足しているというときに、どのようなことを達成するための資金、あるいは、どういう技術的な能力が必要とされているのかというところが、この表の中から読み取れず、次への一步が踏み出せないなと感じましたので、質問させていただきました。以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは、崎田委員、お願いできますでしょうか。

崎田委員 ありがとうございます。この10ページの第5次環境基本計画への期待というところで、企業支援のフレームワークや政策の再編・強化という中で、日本企業が海外に環境技術、ソリューションを展開する際の包括的なサポートということが書いてあります。例えば、今、そういうふうに日本企業が海外に行って、きちんと取り組むというのは、余りパリ協定でも明確にならなかったのが大事な視点かとは思いますが、今、こういうところで、かなり政府の中で、下水道とか鉄道とか、こういう取り組みが進み始めている分野もあると思うんですが、こういう中で一体どういうふうに、パートナーシップって一応書いてありますけれども、もう少し具体的に、どういう政策あるいは流れが必要なのか、特にどういう分野がおくれているのかとか、少しお話しただければありがたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

大塚委員、お願いいたします。

大塚委員 SDGsとの関係で、いろんな顧客とか取引先を巻き込んで対応していただくということが打ち出されていて大変よろしいと思いますが、最後のところで、海洋汚染など、海洋国家でありながら忘れられがちな課題ということですが、これは、具体的には特に何をお考えになっているかというのを、教えていただければありがたいと思います。マイクロプラスチック問題とかは考えていらっしゃるのでしょうか。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

ほかにご質問おありの委員、ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの上野様から、ご質問に対するお答え、ご意見をお願いできればと思います。

上野次長 まず、課題のところからご質問、お答えいたしたいと思います。

政府の方針徹底、関与不足、リソースのところを赤く囲みしたのは、前年度には全く出てこなかった課題でしたので、新たにこういうものが出てきていて、こういうことに当たらないと課題が解決しないということで四角でかこっておりますが、ご指摘ありましたように、社内

の理解度が低い、社内の展開方法が未確定といったところ、先ほどのトップの認識が低いということと、これは表裏一体になっていまして、そういうこともありまして、私ども団体、今年1年はトップに向けた認知度、活動力を上げるですとか、中間管理職向けの、もうちょっとメッセージをアップするというので、この担当者の課題が解決されるような活動を強化しております。また、GCNJだけでは、こういうものはなかなか解決できませんので、経団連さんとか、いろいろなところが同じように取り組んでいただければ、もう少し企業内での課題が少なくなっていくのかなと感じております。

それから、包括的なサポートというところなんですけれど、実は、私ども国連関係の団体さん、UNEPだけではなくて、FAOですとか、ユネスコさんとかユニセフさんとか、お話を伺う機会が多いんですけれども、こういうところで、農業だ、漁業だ、環境がかかわるところだとかいうところで、よく期待が出てくるのは、ITの力をもっと使ったら課題がすごく解決できるんだという声をよく聞きますが、この環境面での話になってきますと、ITのところには光を当てた技術支援ですとか、それを使った支援をどういうふうに、例えば製造業ですと、ITを使った技術をたくさん持っていて、同じようなものをたくさん持っているということがよくわかっているんですけど、余り光が当たっていないので、実は環境面に対して、こういうところの技術をもっと動員することで課題解決、日本ならではの体を示せることがあるんじゃないかなと感じることがありまして、そういうところに、もうちょっと光を当てていただけないかなということを感じました。

あと海洋汚染の件ですが、マイクロプラスチックなどが頭にございまして、具体的な例を申し上げますと、スポーツウエアのアディダスで有名な事例としまして、海洋ごみになっているプラスチックからスポーツシューズをつくり直すということで、アディダスの靴というのは2万とか3万する、とても高いものですが、海洋ごみをうまく使って、実はビジネスとして成功している。なので、日本企業も、きっとこういうことがもっともってできるんじゃないかという思いもありますし、日本は海洋国なので、やはりもっと海に目を向けるべきではないかという議論もよく中でされていまして、きょう、そういう意味からもお話しさせていただきました。ありがとうございます。

高村（ゆ）部会長代理 どうもありがとうございます。

それでは、時間が参りましたので、この時点で終わりにさせていただきたいと思います。上野様、どうもありがとうございました。

続きまして、東近江市の北川宏様から、環境保全等への取組状況と、第5次環境基本計画策

定に関するご意見を伺ってまいりたいと思います。7分程度で、短い時間でございますけれども、ご発表いただき、同じように約20分の意見交換を行いたいと思います。

それでは、北川様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

北川部長 改めまして、皆さんこんにちは。滋賀県の東近江市から寄せていただきました、市民環境部の北川と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。同じく、生活環境課の堀と、そして森と水政策課の山口と寄せていただきましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、座らせていただきます。

まず、本日、このような貴重な発表をする機会を与えていただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、東近江市の鈴鹿山脈から琵琶湖までのつながりを生かした第2次東近江市環境基本計画の概要についてご説明を申し上げます。

まずは、ここに写っている写真ですが、東近江市の全景でありまして、滋賀県の東近江市につきましては、滋賀県の東部の中央に位置しております。琵琶湖、そして奥のほうに写っているのは、三重県との県境の鈴鹿山脈ということで、点在する里山や広大な農地、そして三重県との境にある鈴鹿山脈を有する東近江市につきましては、1市6町が合併して大きな町となりました。まさに水源から河口までの流域全体を管轄する町となって、大きな水系を有している町でございます。次お願いします。

ここで、本市の少し歴史的背景のポイントのみを紹介させていただきます。このように、自然豊かな東近江市の歴史は古く、遺跡や文化財の数が、それを物語っております。また、中世の時代から惣村と呼ばれる村単位の自治が発展するとともに、物づくりの原点と言われるろくろの技術も東近江市から全国に広がったと言われております。この木地師を頼って全国に出店していったのが、売り手よし・買い手よし、そして世間よしの「三方よし」で有名な近江商人だとも言われております。商売で得たもうけを社会に還元するという経営哲学は、今も多くの近江商人の中に生きております。次、お願いします。

東近江市は、人口、面積とも全国のおよそ1,000分の1の規模ということで考えていただけるといいかなと思っております。現在、11万5,000人ほどある人口は、2040年には9万6,000人に減少するという推定をしております。また、市域の56%が森林で、その源流から流れる愛知川に加え、滋賀県では珍しい平野の中に近畿トップの農地の面積を誇っております。次、お願いします。

東近江市の地域経済の分析を行いました。約5,400億円を超える総生産額があるのに対しま

して、消費として市街に流出する額が680億円、そしてさらに、エネルギー代金として市外に流出する額が330億円を超えることがわかりました。また、このような豊かな経済フローを生み出し続けてきた理由は、冒頭説明した豊かな自然資本の上に古くから多くの方々が住んでいたこと、及び名神高速道を初めとするインフラが整っていたこと、そして何よりも惣村自治に始まり、現代では分野や地域を越えて、人と人がつながる豊かな社会関係資本が存在していたことからにほかなりません。次、お願いします。

これらの背景を含めまして、東近江市では、平成29年3月に第2次東近江市環境基本計画を策定いたしました。この検討には、中央環境審議会さんの意見具申から多くのことを学ばせていただきました。本市の環境・経済・社会の課題に対して統合的にアプローチすることにチャレンジいたしました。自然資本・人的資本・人口資本・社会関係資本に文化資本を加えまして、これらを地域資源と定義しまして、それらを保全、再生する取り組み、そしてそれらを生かす取り組み、また地域資源そのものをつなぐ仕組みづくりに取り組むことを基本方針としております。次、お願いします。

また、この計画の進捗を図る手段としまして、三つの評価軸と具体的な取組指標を設定いたしました。評価軸には、環境の評価としてCO₂、経済の評価として円、社会の評価軸として人と人、また人と自然のつながりの時間を、それぞれ設定をいたしました。定量的な評価は客観的な指標として重要ですが、計画を住民目線で実現していくには、身近な取り組みを指標とすることにさせていただいたところです。次、お願いします。

本計画では、これらの取組指標を地域の皆さんに知っていただくための活動や、計画そのものの進捗管理を行う組織として、東近江市環境円卓会議を設置することとしております。また、地域資源をつなぎ、計画を実現するための資金調達をサポートする組織として、東近江市三方よし基金を設立することとしました。この二つの組織が緩やかに連携しながら、東近江市における環境施策の実現と、経済・社会の課題の解決につながることを目指して、現在取り組みを進めているところでございます。この活動は、環境省さんの地域循環共生圏モデル事業に選定いただき、ご支援をいただいているところでございます。この場をおかりして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。次、お願いします。

東近江市三方よし基金では、市民活動を寄附で応援する仕組みだけでなく、地元金融機関と連携した融資制度の創設や社会的意義のある活動を地域で応援していただくための社会的投資の仕組みを地域で実現することにチャレンジしていく予定でございます。次、お願いします。

この基金は、行政が設置するものでなく、1口3,000円の寄附を1,000口集めて設立されまし

た。市内、市外から772名の方から、多くの方に応募いただき、この基金に期待するメッセージもたくさんいただいたところでございます。お金は夢を実現する手段ですが、その使い方が変われば、その人の立ち位置を変えることもできます。今回の第5次環境基本計画の中間取りまとめ案において、地域における環境金融の重要性に触れていただいております。環境・経済・社会をばらばらに考えず、ともに向上するための地域のお金の循環する仕組み、ローカルファイナンスの検討が各自で始まることは、大変重要であると考えているところでございます。次、お願いします。

このようなローカルファイナンスが実現した際には、地域資源を生かした地域課題の解決につながる取り組みを支えることが可能になります。ここに挙げさせていただいた六つの事例は、東近江市で想定されている取り組みのほんの一例です。地域資源を最大限に活用し、それを保全し、再生しながら次世代に引き継いでいく仕組みづくりに、住民の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上、ご報告とさせていただきます。ありがとうございます。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。大変興味深いご報告をいただいたと思います。

ただいまのご説明に関して、ご質問がある方は札を立てていただけますでしょうか。

これまでと同様でございますけれども、ご質問を一通り委員からいただいた後に、まとめてお答えをお願いしたいと思っております。

それでは、大塚委員からお願いできますでしょうか。

大塚委員 環境・経済・社会の統合的向上という意見具申を参考にさせていただいたということで、大変おもしろい、興味深い取り組みをしていただいていると思ひまして、ありがとうございます。

一つお伺いしたいのは、この4の評価指標のところの評価軸のところ、三つのものが上がっていますけれども、まず、環境に関しては、CO₂半減以外の環境の評価というのは、どういうふうになっているかというのが一つ。それから、この地域経済活性化とか、そのつながりに関しては、この中に地域内自給額とか生活・仕事時間とかと書いてありますけど、これは、実際にこれを測定して評価されるということでしょうかということをお伺いしたいと思います。評価のところ結構大事なものですから、どうされているのか、ちょっとお伺いしたいという趣旨でございます。以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

崎田委員、お願いいたします。

崎田委員 ありがとうございます。ここ15年ぐらい、全国で環境を視点にした街づくりという動きが大変強くなってきていると思いますが、そこに経済的な視点を入れることがなかなか難しく、地域活性化につながらないというような、そういう課題もあったと思います。そういうところから言いますと、今のご発表、東近江三方よし基金という、こういう経済の仕組みを生んでおられて、その辺、かなり課題意識をしっかりと見据えてやっておられるというところが、非常に継続性や新しい視点だと思って伺いました。

特にここに関して質問させていただきたいんですが、こういう仕組みが地域の中で生まれ、定着するために、どういう要素が必要なのかというのを、少しご教授いただければ大変ありがたいと思います。よろしくをお願いします。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 大変ユニークで先駆的な取り組みをされていることに、今、感激をいたしました。東近江の三方よし基金ですけども、民間でのファンドと今ご説明がありましたが、実際には、どちらでこれを管理されていて、どういうふうに運用されているのかを教えていただければありがたいです。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

高村典子委員、お願いいたします。

高村（典）委員 4月から琵琶湖分室に参りました、高村です。

琵琶湖をこの町の人たちはどういうふうに捉えて、この仕組みの中にどういうふうに琵琶湖の保全を入れ込んでいるのかということをお教えいただきたいなと思います。湖の保全の問題というのはどうしても下流のほうに、湖というのはどの湖も、琵琶湖に限らずあるんですが、その保全というのが、その上のほうに住んでいる人にとって見えないというところを、どういう形で取り組んでおられるかということをお聞きいたしたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 豊岡委員、お願いいたします。

豊岡委員 本当に熱心な先進的な取り組みですけども、一つお伺いしたいのが、地域経済を分析しておられて、エネルギーに関する支出が332億円あるとか、消費の流出が682億円あるということで、非常にこういう問題意識で洗い出されて基金をつくられたという流れはいいと思うんですが、基金のところを検索しているんですが、大変に寄附に頼るところが大きいとか、これの持続性にちょっと問題があるのではないとか、経済規模がちょっと小さ過ぎるのでは

ないかとか、こういうエネルギーの流出が300億円以上あるのであれば、もう少し焦点を当てて規模感を持って、いろいろな手当てに施策を絞られるとか、そういう視点はなかったのかとか、三方よし基金の持続可能性について、今どういうふうに捉えてらっしゃるのかということをお伺いしたいです。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

木下委員、お願いいたします。

木下臨時委員 ありがとうございます。東近江の非常に先進的な取り組みについて敬意を表したいと思います。このような地域循環共生圏モデル事業、ある意味では非常に地形に恵まれて成功した事例の一つだと思いますけれども、どのような課題があるのかということについてご説明いただければと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは、諸富委員、お願いいたします。

諸富臨時委員 大変興味深い報告、ありがとうございました。分析をすごく丁寧にされていて、地域経済構造を数量的に把握されていて、非常にすばらしいと思いました。中村先生の産業関連分析もされていて、これずっと見ると、やっぱり立地のよさもあって、かなり電子部品、デバイス関係の産業集積があったりとか、このあたり、かなり所得と雇用が生み出されている有利さがあるということだと思います。それに加えて、今回、地域経済分析で、かなり資金フローの域外流出、あるいは流入の分析をされた上で、どういうふうに、これをさらによくしていくかという問題意識で立てられている、非常に的確に問題設定されているなと思いました。

問題は、先ほど来ご指摘のあったようなエネルギー代金の流出とか消費の流出を、どういうふうに域内循環、地域的な域内循環に切りかえていけるかということですね。そこで、例えば、環境とまちづくりと、恐らく産業政策を所掌されている部署と協力されながら、総合的にどういうふうにして、流出しているものを域内でも出せるように、時間がかかっても切りかえていくか、その戦略について、余り具体論を述べていけなかったと思います。最後のスライドが、恐らくそれじゃなかったのかなと思いますが、そのあたり、もう少し具体的にどういう戦略を持ってらっしゃるかを教えていただきたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

もし、委員から追加のご質問がなければお答えをいただこうかと思いますが、よろしゅうございましょうか。

棚橋委員、お願いいたします。

棚橋臨時委員 ありがとうございます。最後の支援想定のご具体例と、これは一部だとお話をいただいたんですけども、こういった事業が持続可能になっていくためには、若い世代を育てることがとても大事だと思うんですね。事例4に、子どもたちが森林体験をします。地域の自然と触れ合うことは当然大事ではあるんですが、今、徐々に広まりつつあるESD、持続可能な開発のための教育では、地域の活性とか、地域の商品開発とか、それから地域の空き店舗とか空き家を使ったものを使って何かできないかということの中高生が考えたりということが始まっているところがあります。そういったような発想はございますか。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは、東近江市からお答えをいただいてもよろしゅうございませうか。お願いいたします。

山口課長補佐 ありがとうございます。山口と申します。

順番になるかどうかわかりませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

評価軸のCO₂以外の軸ということで、検討の段階から生物多様性と、それ以外の指標も検討するべきではないかというご意見が出ておりましたが、現状、定量化できるものということで、まずCO₂を上げさせていただいております。生物多様性についても定性的な評価をあわせてしていこうということで、住民参加での調査が既に始まっているというような状況でございます。この定量化については、滋賀県の琵琶湖環境科学研究センターの研究員の皆さんに協力をいただきまして、数理モデルを使っただきまして、町全体の経済とCO₂、時間と全て評価をしていただくということで連携をさせていただいております。

新しい視点ということで、経済を地域にどのように定着していくのが必要かということですが、正直言います、地域の皆さんは、生活をしていく中で経済に興味のない方というのはおられない。ですが、その皆さんが、どのようにして環境に貢献ができるかというそのチャンネルが、今まで示せてなかったのではないかなと思っております。今回、詳しく説明してありませんが、この三方よし基金でソーシャルインパクトボンドの事業も進めさせていただいております。地域の皆さんがまず出資をしていただくことで、地域の公益事業を応援していただくというものですけれども、そのような地域の皆さんの参加の立ち位置を変えていただくような、私たちがチャンネルをどれだけつくっていけるかと考えております。

基金のほうは、先ほど説明させていただきましたように、民間ファンドということなんですけれども、既に6月に法人化をさせていただいておりますが、当然、なかなか運営資金という

のも潤沢にあるわけではございませんので、今現在は市役所に事務局を置きながら、専属のスタッフ1名、そこにいていただきながら、私どもも協力して運営をさせていただいているところでございます。

琵琶湖ですね。滋賀県の方というのは、当然、どんな上流の方も、最後は琵琶湖に行くということを考えて生活をされている方が大変多うございます。私どもとしては、やはり、先ほどの木下委員からの質問にもあった課題にもつながるんですが、実は川が大変長いんですね。そうすると、これまでは川がそれぞれ別々の市町が所管をしてきたものが、やっと一つの町で所管ができるようになりまして、上流から下流まで、一つの町の中で愛知川をどうするかを考える中で、最後は琵琶湖をどうするかということに必ずつながっております。既に内湖等でのよし刈りなど、皆さん地元の企業も含め参加をいただいておりますし、琵琶湖への意識は、かなりある中で、私たちとしては、特に愛知川を今後どうしていくかというのが、かなり大きな課題になっております。

あとは棚橋委員の若い世代のお話ですけれども、おっしゃるとおりで、大変うれしいのが、実は、この里山での子どもたちの教育というのは10年以上続いております。そうすると、大学を卒業した子たちが、この森にまた帰ってきたりですとか、市役所に来てくれたりですとか、この循環が既に始まっているんですね。地元にあります高校生の子たちと、東近江の将来を考えるとというようなワークショップも、今後やっていきたいなと思っているんですけれども、既に、その高校生たちが高校生レストランというのをやってくれていて、地元食材で地元のお店と連携をしながら地域食材のメニューをつくったり、お店としてオープンをしたりというようなことも始めてくれています。その卒業生が地元の会社に就職してくれる、レストランに就職してくれるということが既に循環として始まっておりますので、そういうものを丁寧につないでいきたいなとは考えております。

一応、全部答えさせていただきましたかね。

高村（ゆ）部会長代理 恐らく諸富先生の産業部門との協力のところが一つ残っているかと思えます。

山口課長補佐 ごめんなさい、そうですね。

幸いにといいますか、地方創生の事業が始まりまして、東近江市として何で地域を興していくのかという話になったときに、私たちの町には森と水だろうということで、タイミングよく森と水政策課が立ち上がったということもあったんですけれども、環境部でありながら総合政策につながるような地方創生の事業を、今、さまざまやらせていただいております。実は、そ

の要素が、この環境基本計画の重点プロジェクトの中に上げられておまして、エコツーリズムを始めまして、地域の資源を賢く使いながら稼いでいくというような取り組みを既に始めている状態でございます。地元での消費をふやしていくということですか、農業で言いますと外貨を稼ぐというようなこともあわせて、戦略として、それぞれの担当課が既に動き出しているというような現状でございます。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

必ずしも全てのご質問にお答えいただくほどの十分な時間をご提供できませんで、まことに申しわけないんですけども、時間が参りましたので、この辺で終わりにさせていただこうかと思えます。

ご報告、ご意見いただきました5団体の皆様、それから委員の皆様、どうもご協力ありがとうございました。これで、本日予定していた議題は終わりましたので、終了となります。最後に、事務局から今後の連絡事項等についてお願いしたいと思います。すみません、東近江市の方、どうもお席のままで申しわけございません。ありがとうございました。失礼いたしました。申しわけございませんでした。

それでは、事務局から今後の連絡事項についてお願いしたいと思います。

山田計画官 ありがとうございました。

本日の議事要旨につきましては、事務局で取りまとめを行い、委員の皆様、本日ご出席いただきました団体の皆様にご確認いただこうと思っております。

また、次回、第2回の意見交換会の開催予定でございますが、10月13日金曜日10時から12時まで、場所は、ここTKP赤坂駅カンファレンスセンターを予定してございます。詳しくは、後日、委員の皆様へ通知をいたしますので、ご確認くださいませよう願いたします。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 それでは、以上をもちまして意見交換会を終了いたします。

本日、どうもありがとうございました。

午後 4時56分 閉会

第1回中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会
 における高橋委員御質問への回答

平成29年10月10日
 公益社団法人全国都市清掃会議
 専務理事 大熊 洋二

Q. 中間処理後のエコセメント化について、貴団体の資料P7の表の項目のうち、どこに区分されていますでしょうか。

A. 資料P7の各区分は、収集したごみをどのような方法で処理しているかを表しています（下図青枠部分）。
 一方、焼却灰等のセメント原料化は、中間処理を行った後に資源化された量（中間処理後再生利用量）に区分されています（下図赤枠部分）。

ごみ処理フローシート（平成27年度実績）

